



管理コード	要望事項(事項名)	該当法令等	制度の現状	求める措置の具体的内容	具体的事業の実施内容・提案理由	措置の種類	措置の内容	各府省庁からの提案に対する回答	再検討要請	提案主体からの意見	「措置の種類の見直し」	「措置の内容の見直し」	各府省庁からの再検討要請に対する回答	プロジェクト名	管理提案番号	提案主体名	都道府県	制度の所管・関係官庁
040100	徳之島(離島)において、通信回線を利用した遠隔医療並びに地域活性化推進に当って、通信事業関連の総ての法律、規制の緩和	電波法 電気通信事業法	無線局を開設する場合には、免許を受ける必要がある。地域WIMAXについては、電気通信事業者(電気通信事業を営もうとする者及び電気通信事業法第165条第2項の規定により電気通信事業者とみなされた地方公共団体を含む。)であれば、申請により、地域WIMAXの無線局を開設することが出来る。 電気通信事業者を営もうとする場合には、大規模な電気通信回線設備を設置する者については、総務大臣の登録を受ける必要がある(ただし、専ら一の者に電気通信役務を提供する場合等電気通信事業法の適用除外がある。)。また、地方公共団体が営利を目的としない電気通信事業(不特定多数の利用者に対し提供するもの等に限る。)を行おうとする場合には、届出を行う必要がある。	地域Wi-Max長距離無線に関する通信事業関連の総ての法律、規制の緩和	地域Wi-Max長距離無線が整備されれば、現場に端末を待参又は設置することにより、中山間地域でもインターネットを利用でき、畜産農家にとっては牛の発情管理や飼育管理、園芸農家にとっては畑の作物の生育管理、病害虫発生状況など役場や専門機関との情報の共有が可能となる。	D	-	地域WIMAXサービスを提供するためには、電気通信事業者として電波法上の免許申請の手続きを経て無線局を開設することが必要。 また、設置する電気通信回線設備の規模、具体的な電気通信役務の提供主体・方法等に応じて手続きは異なるものの、電気通信事業法上の登録、届出等の手続きが必要。 必要な手続き、規制緩和を希望する具体的内容等について、徳之島を含む九州地方を管轄する総務省九州総合通信局にご相談いただければ、適宜説明・対応してまいります。			D	-	徳之島(離島)における通信回線を利用した遠隔医療並びに地域活性化推進プロジェクト	0 0 2 4 0 2 0	天城町、ユニバーサルライツ株式会社	鹿児島県	総務省	
040110	防災行政無線局の免許	電波法	電波法第4条に基づき免許を受けなければならない。	防災無線整備、運営に関する通信事業関連の総ての法律、規制の緩和	天城町は防災無線の整備が遅れていて、集落単位へのラップ放送が主であり、山間部では声が近隣の山々にこだまし、聞き取れないとの苦情が多い。地震、津波などの災害時や緊急時の防災無線整備を行うため通信関連の総ての法律や規制を緩和して頂きたい。	D	-	防災行政無線の整備に関しては、電波法上の免許申請の手続きを経て無線局を開設することが可能。 また、必要な手続き、規制緩和を希望する具体的内容等について、徳之島を含む九州地方を管轄する総務省九州総合通信局へご相談いただければ、適宜説明・対応してまいります。			D	-	徳之島(離島)における通信回線を利用した遠隔医療並びに地域活性化推進プロジェクト	0 0 2 4 0 3 0	天城町、ユニバーサルライツ株式会社	鹿児島県	総務省	
040120	徳之島(離島)において、通信回線を利用した遠隔医療並びに地域活性化推進に当って、通信事業関連の総ての法律、規制の緩和	電気通信事業法	電気通信事業者を営もうとする場合には、大規模な電気通信回線設備を設置する者については、総務大臣の登録を受ける必要がある(ただし、専ら一の者に電気通信役務を提供する場合等電気通信事業法の適用除外がある。)。また、地方公共団体が営利を目的としない電気通信事業(不特定多数の利用者に対し提供するもの等に限る。)を行おうとする場合には、届出を行う必要がある。	ブロードバンドインターネットを利用した遠隔医療ネットワーク構築関連の総ての法律、規制の緩和	徳之島3町(天城町、伊仙町、徳之島町)と中核病院、開業医間で広域医療連携を推進する中で、医師への負担の軽減と、住診や通院が困難な環境下の慢性疾患の患者、がん末期患者、在宅酸素呼吸器装着患者に対する遠隔医療や、小児、妊婦などへの救急遠隔医療が構築でき、救命救急医療ネットとして活用できる。	D	-	本件事業については、設置する電気通信回線設備の規模、具体的な電気通信役務の提供主体・方法等によっては、電気通信事業法上の登録又は届出が必要となる場合があります。必要な手続き、規制緩和を希望する具体的内容について、徳之島を含む九州地方を管轄する総務省九州総合通信局にご相談いただければ、適宜説明・対応してまいります。 また、「遠隔医療の推進方策に関する懇談会」(総務大臣及び厚生労働大臣の共同懇談会)の提言を踏まえて、総務省において実施した遠隔医療モデル事業(全国10カ所)などの成果をはじめとして、遠隔医療の有効性・安全性に関するヒアリングの収集・蓄積に努め、対面診療の補充とされている遠隔医療の位置づけの見直し、遠隔医療の実施可能な範囲の拡大や、遠隔医療に対する診療報酬の活用などを検討し、遠隔医療の円滑な普及を実現してまいります。			D	-	徳之島(離島)における通信回線を利用した遠隔医療並びに地域活性化推進プロジェクト	0 0 4 4 0 0	天城町、ユニバーサルライツ株式会社	鹿児島県	総務省 厚生労働省	
040130	低入札価格調査制度対象拡大特区	【地方自治法第234条】 【地方自治法施行令第167条の10第1項】	◇地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)(一般競争入札において最低価格の入札者以外の者を落札者とすることができる場合) 第百六十七条の十 普通地方公共団体の長は、一般競争入札により工事又は製造その他の請負の契約を締結しようとする場合において、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをした者の当該申込みに係る価格によつては、その者により当該契約の内容に適合しないおそれがあるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあるとき、その者を落札者とせず、予定価格の制限の範囲内の価格をもって申込みをした他の者のうち、最低の価格をもって申込みをした者を落札者とすることができる。	地方自治法施行令第167条の10第1項で規定する「一般競争入札において最低価格の入札者以外の者を落札者とすることができる場合」の制度(低入札価格調査制度)を物品の売買(購入)にも適用可能とする。	一般競争入札による工事又は製造その他についての請負契約では、契約の内容に適合した履行がされないおそれがあるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあるとき、その者を落札者とせず、予定価格の制限の範囲内の価格をもって申込みをした他の者のうち、最低の価格をもって申込みをした者を落札者とすることができるものとされている。 地方公共団体の契約は、公共の福祉の増進という目的を効果的に達成するため、公正性、透明性、競争性及び履行の確保を原則としており、競争入札により、さらに経済性の確保を図ることが求められている。 反面、競争が激化した場合には、極端な低価格入札が発生するおそれがあり、事業者にとってもこうした状況が続くと営業努力を続けても限度があり、経営状況が悪化するおそれがある。公正な取引秩序を乱すおそれがある。 このため、極端な低価格入札を防止するため、物品の売買(購入)契約に当たっては、低入札価格調査制度を適用し、公正な取引秩序の確保を図りたい。	C	II	低入札価格調査制度(地方自治法施行令第167条の10第1項)については、「契約内容の不履行」又は「不正な取引」がその適用要件とされているところ。こうした中で、物品購入契約において、採算を度外視した不合理な低価格入札により公正な取引の秩序を乱し、需給業者の受注機会を減少等により地域経済や雇用に悪影響を及ぼすことが懸念されている。 そのため、工事又は製造その他の請負契約と同様に物品の購入契約についても、「履行の確保」と「公正な取引秩序の確保」を図るため、低入札価格調査制度を導入して、著しく不合理な低価格入札を排除する必要がある。			C	II	ご提案の内容は、「民間事業者の安定した経営環境の維持を図るため」とされているが、地方公共団体の支出の財源は、税金がその大半を占めていることを踏まえれば、契約事務の執行は公正性及び経済性の原則を維持し、住民の信託にこたえることが重要である。 なお、地方自治法第2条第14項は「地方公共団体は、その事務を処理するに当っては、住民の福祉の増進に努めるとともに、最少の経費で最大の効果を挙げるようにしなければならない」と規定されているところであり、低入札価格調査制度の導入は、必要が認められる一定の範囲に限定されるべきもの。	0 0 2 7 1 0 0	佐賀県	佐賀県	総務省	
040140	過疎債で住宅修繕を可能とする特区	過疎地域自立促進特別措置法	・公営住宅の建設に要する経費に対する過疎債の充当率は75%である。 ・住宅の修繕に要する経費に対する過疎債の充当は認められていない。	過疎に悩む地方公共団体が住宅を新築する場合、また、廃屋を買取り等で増改築する場合の過疎債充当率を100%とする。	上勝町は過疎でありながらも若者が移住したい町の一つとして注目され、現在、人口動態では県下第3位の転入者を数える。しかし、それを越える自然減が過疎地からの脱却を不可能にしている。住む場所の確保が出来れば、更なる若者が住宅を新築する場合、また、廃屋を買取り等で増改築する場合の過疎債充当率を100%とする。また、総務省による定住促進空き家活用事業において、空き家の買取り・借上げ(30年以上)による増改築等の改修を実施する場合、現状の過疎債充当率75%を100%とすることを可能とする。	D	-	22年度から改正された過疎法により、法第12条第2項に規定する「集落の維持及び活性化」に資するような住宅の借入れや修繕であれば、これらの事業については、いわゆる過疎債(フラット分)の充当対象となる可能性があるものである。この場合、充当率は100%となる。 なお、過疎法の改正内容については既に施行通知等で各地方公共団体に周知しているところであるが、引き続き周知を図っていくこととしている。 また、既に定住促進空き家活用事業において、空き家の買取り・借上げ(30年以上)による増改築等の改修を実施する場合は、過疎債の充当の対象とされているところである。 また、住宅の建築のように、その施設の受益者が特定のものに限られる事業にあっては、当該受益者からの応分の使用料を徴収することが適当であり、この部分の収入が将来にわたって見込まれるので、その他の起債よりも充当率を低くしている。			D	-	若者定住住宅確保事業	0 0 2 8 0 1 0	上勝町	徳島県	総務省	

管理コード	提案事項(事項名)	該当法令等	制度の現状	求める措置の具体的内容	具体的事業の実施内容・提案理由	措置の分類	措置の内容	各府省庁からの提案に対する回答	再検討要請	提案主体からの意見	「措置の分類の見直し」	「措置の内容の見直し」	各府省庁からの再検討要請に対する回答	プロジェクト名	管理番号	提案主体名	都道府県	制度の所管・関係府庁
040150	行政組織間及びNPO法人との個人情報の取扱いの緩和	行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律	行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律は、国の行政機関が保有する個人情報の取扱いに関する基本的事項を定めており、同法8条2項4号の規定に基づき、行政機関がNPO法人に対し保有個人情報を提供することについて特別の理由のある場合、利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用又は提供することができることとされています。	行政組織間及びNPO法人との間で、必要に応じ、個人情報の取扱いを緩和すること	現場に即した課題解決に向けた行政組織における個人情報の利用を可能とするため、「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律」第8条2項第3号に定める「他の行政機関、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人」に「NPO法人」を加えるとともに、行政とNPOとの協働に基づいて同号の「相当な理由」の範囲を明確化し、その運用体制を行政組織内に構築すること。 提案理由: NPO法人が、行政との間で円滑に連絡調整しながら業務を遂行するため、NPO法人が行政組織と立場で個人情報を取り扱うことを可能とする必要がある。	E	-	行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律8条2項3号の規定については、行政機関、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人は、法律の規定に基づき、業務を遂行するものであり、行政運営の効率化、行政サービスの向上、国民負担の軽減等を図る観点から当該行政機関内部又は行政機関相互間で保有個人情報の有効利用に資することが必要であるとの趣旨から、このような規定とされています。 一方、指定法人・NPO法人など、民間の発意によって任意に設立されるものに対しては、行政機関等以外の者に例外として提供することが認められるためにふさわしい要件として、更に厳格な理由が必要であると考えことから、目的外の利用又は提供に当たっては、同法8条2項4号の規定に基づき判断されることとなります。 また、「相当な理由」の範囲については、保有個人情報の内容や当該保有個人情報の利用目的等を勘案して、行政機関の長が個別に判断すべきであり、一律に具体的な基準を設けることは困難であると考えます。 なお、地方公共団体が保有する個人情報の取扱いについては、各地方公共団体の条例で定められるものであり、本法では規律されていません。	行政運営の効率化、行政サービスの向上、国民負担の軽減等の観点から、本提案が特区として実現可能か再度検討回答された。	D	-	現行法においても、提案主体からの御意見のとおり、特定業務の遂行場面を具体的に開いた上で、あらかじめNPO法人と行政機関の長との間で協議を行い、当該行政機関の長が、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律8条2項4号に規定される「特別の理由」に該当し、本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがないと判断する場合には、利用目的以外の目的のための利用又は提供は可能となります。 なお、国の行政機関、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人は、それぞれ法令の定めるところにより公共性の高い事務を遂行しており、このような法令の定める事務又は業務を遂行するに当たり、国民負担の軽減、行政サービスの向上、行政運営の効率化などを図る観点から、行政機関が保有する個人情報を利用目的以外に利用することが必要な場合と考えられます。このため、保有個人情報の利用目的以外の利用・提供の原則禁止の例外として、行政機関から他の行政機関等が保有個人情報の提供を受けて利用する場合について、法令の定める当該機関の事務の遂行に必要な限度で、かつ、相当な理由がある場合にのみ、保有個人情報の利用目的以外に利用・提供できることとするのが、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律(平成15年法律58号)8条2項3号の趣旨です。 8条2項3号に列挙されている行政機関等が保有する個人情報については、当該行政機関等が行う事務の高い公共性を踏まえ、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律57号)に加え、厳格な個人情報保護法制(行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律、独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律(平成15年法律59号)及び各地方公共団体における個人情報保護条例)の適用があり、これらに基づき種制度(本人からの開示請求権制度、訂正請求権制度、利用停止請求権制度、不版申立て手続等)が整備されているところです。 このため、8条2項3号に列挙されている行政機関等にNPO法人(特定非営利活動法人)を加える検討を行う場合は、その前提として、NPO法人(特定非営利活動法人)の個人情報保護法制との府庁全般(行政機関等に準じた個人情報保護法制の制定等)に関する検討が必要となります。	市民で創るココロ ハマ若者応援 特区	0 3 0 0 7 0	市民で創るココロ ハマ若者応援 特区実行委員会	神奈川県	総務省	
040160	公務員等の勤務形態の弾力化	一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する法律	一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する法律において、国家公務員の勤務時間は原則一週38時間45分、一日7時間45分とされていること。	公務員が勤務時間を本人の希望に基づき短縮した上で、他の業務に従事し給与を得ることを可能とする。	一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する法律第5条で「1週間当たり38時間45分」と規定されている国家公務員の勤務時間を本人の希望に基づき短縮した上で、他の業務に従事し給与を得ることを可能とする。 地方公務員第24条等に基づく地方公務員の勤務時間についても、自治体の判断により同様の条等を定めることを可能とする。 行政からの委託等による業務に従事するNPO法人等の職員についても、同様で、当該業務以外の業務に従事し給与を得ることを可能とする。 提案理由: 公務員やNPO等の職員が、「本業」に専従するのみならず、個々人の能力を社会の多様な組織・場において、最大限発揮することを可能とする。	D	-	国家公務員については、職務の遂行に当たり、全力を挙げたことに専念することが原則であるが、許可を得て、他の業務に従事することは可能である。この場合、職務専念義務、職務の公正な執行及び公務の信託の確保の観点から、兼業内容・時間・報酬・公務への影響等を総合的に考慮して、適切な場合には、勤務時間外に行うことを原則として許可することとなる。勤務時間内の兼業については、大学の教員などの場合であって、公務に優先する政策的意義を有すること等が認められるときに限って許可することとなる。なお、許可された場合、公務に従事しなかつた期間については給与が凍結される。 また、御提案の公務員が公務以外の他の業務に従事する場合は、現行制度上も、地方公務員については地方公務員法第35条に職務専念義務の免除及び必要の場合は同法第38条に営利企業の従事制限の許可を得る方法が設けられている。 なお、地方公務員法において定められている地方公務員の身分取扱い等に関する基本的な事項は、憲法で定められた全体の事性として公務員の地位の特殊性と職務の公共性の観点から設けられているものであり、職務専念義務の免除及び営利企業の従事制限の許可については、任命権者により、公務員の全体の事性や職務専念義務の履行の確保等に支障が生じないことを前提に判断されるべきことは当然である。	適宜、兼業許可等により対応する。	D	-	市民で創るココロ ハマ若者応援 特区	0 3 0 1 1 0	市民で創るココロ ハマ若者応援 特区実行委員会	神奈川県	総務省		
040170	国家公務員について、身分を有したままNPO法人へ派遣することを可能とする。		国の身分を持ったままの職員の派遣については、国と民間企業の間では、「国と民間企業との間の人事交流に関する法律(平成11年法律第224号)」に基づき人事交流が進められていることである。また、この他にも法科大学院派遣法に基づく派遣、研究休暇による大学・研究所等への出向等が行われているが、現在のところ、NPO法人への職員の派遣は認められていない。	国家公務員が身分を有したままNPO法人へ派遣することを可能とする。	国家公務員について、身分を有したままNPO法人へ派遣することを可能とする。 提案理由: 地方公務員については、「公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律」第2条第1項第3号に基づき「政令により、NPO法人への派遣が可能とされているが、国家公務員についてはそのような制度が存在しないため、公益上の必要がある場合には派遣することを可能とする。	C	I	NPO法人への職員の派遣を含め、官民交流制度のあり方については、今後、国家公務員制度改革の中で、必要な、ニーズ等を勘案の上、検討することが必要。	右提案者の意見及び補足資料の内容を踏まえ、就労支援等を対象とし、特区として対応可能か再度検討し回答された。	Z	I	ご提案の趣旨は、ご意見中の「NPOとしての身分替えを行うことは、NPOの財政健全性の観点から、困難」との記述からして、NPO法人側が人件費を負担することなく、国家公務員をNPO法人に派遣する制度の創設と考える。 しかしながら、「国と民間企業との間の人事交流に関する法律(平成11年法律第224号)」をはじめ、現行の諸制度においては、派遣された職員の給与は派遣先が支払うこととされているため、この要望の実現のためには、新たな財源措置が必要となることから、規制緩和を対象とする特区にしないものと思料。	市民で創るココロ ハマ若者応援 特区	0 3 0 1 2 0	市民で創るココロ ハマ若者応援 特区実行委員会	神奈川県	人事院 総務省	
040180	協働契約(地方自治体からの補助・委託の契約に関するNPO法人の関与)	地方自治法等		地方自治体からの補助・委託の契約に関するNPO法人の関与	地方自治体からの補助・委託の契約内容が、現場の実情に応じたものとなるよう、現場を担うNPO法人が主体的に内容を決定・変更等を行い、単なる安上がり労働力だけでなく、質の高いサービス提供を確保する必要がある。 提案理由: 地方自治体からの補助・委託の業務の内容が、現場の実情に応じたものとなるよう、現場を担うNPO法人が主体的に内容を決定・変更等を行い、単なる安上がり労働力だけでなく、質の高いサービス提供を確保する必要がある。	E	-	地方自治法第9章第6節に規定する契約は、民法等の私法の規定の適用を受けないものであり、いわゆる契約自由の原則も適用されるものである。	右提案者の意見について、法令上の規制の有無について再度回答された。	E	-	ご提案のように、委託契約の相手方との間で契約内容に係る事前協議をすることで、委託契約の内容自体を制限する地方自治法の規定は設けられていないこと。	市民で創るココロ ハマ若者応援 特区	0 3 0 1 3 0	市民で創るココロ ハマ若者応援 特区実行委員会	神奈川県	総務省	
040190	国と地方の間の人材相互派遣制度を創設する。		国の出先機関原則廃止に向けた道筋を早期に示すため、国の出先機関の事務を希望する地方に先行移管する制度を創設する。 そのため、関係自治体が連携して事務処理を行うための「協議会」を設置することを要件に、広域的な事務を関係自治体に移管することとする。 また、国と地方の間の人材相互派遣制度を創設する。	地域主権改革推進には国出先機関の事務の大幅な地方移管が不可欠である。県をまたがる広域的な事務を地方に移管するには、関係自治体が広域的に連携することが必要となる。 様々な事務の移管に柔軟かつ迅速に対応できる「協議会」の設置を要件に、国の出先機関の事務の先行移管を受けられる制度を創設すれば、広域連合に加え、地域の選択の幅が広がり、権限移譲を大いに進めやすくなる(例:首都圏圏道16号などの首都圏道)。 また、現行制度では認められていない国と地方の間の人材相互派遣制度が創設されれば、事業の性質や事業量に応じて柔軟な人材活用が可能となる。	ご提案の国と地方の間の人材相互派遣については、現行の退職出向というスキームで対応可能と考えていること。	D	-	退職出向は、制度上、派遣期間が定まっているなど、身分が不安定であり、多くの職員の出向になじまないことについては、地方公共団体と国との間で、当該人材に係る復職保証に関する取決を締結して、事務を円滑に遂行することができよう。退職出向という方式ではなく、「国と地方の間の人材相互派遣制度」を創設して対応すべきである。	黒と市町村との間で運用されている職員相互併任制度と同様の制度設計も含め、右の提案主体からの意見を踏まえて再度検討し回答された。	D	-	ご意見中「退職出向は、制度上、派遣期間が定まっていななど、身分が不安定であり、多くの職員の出向になじまない」とのことについては、地方公共団体と国との間で、当該人材に係る復職保証に関する取決を締結して、事務を円滑に遂行することができよう。退職出向という方式ではなく、「国と地方の間の人材相互派遣制度」を創設して対応すべきである。	【首都圏社会 資本整備促進 特区】 国の出先機関 の事務・権限の 先行移管	0 0 3 4 0 1 0	埼玉県	埼玉県 国土交通省 内閣府		

管理コード	要請事項(事項名)	該当法令等	制度の現状	求める措置の具体的内容	具体的事業の実地内容・提案理由	措置の分類	措置の内容	各府省庁からの提案に対する回答	再検討要請	提案主体からの意見	「措置の分類の見直し」	「措置の内容の見直し」	各府省庁からの再検討要請に対する回答	プロジェクト名	提案番号	提案主体名	都道府県	制度の所管・関係府庁	
040200	国と地方の間の人材相互派遣制度を創設する。		国と地方公共団体との間の人事交流については、これまで相互理解の促進、人材の育成、組織の活性化等の面で双方にとって意義があることから、地方分権推進計画(平成10年5月29日閣議決定)及び行政改革大綱(平成12年12月1日閣議決定)等に沿って推進しており、現在、退職出向というスキームで着実な実績を上げているところ。	国の出先機関原則廃止に向けた道筋を早期に示すため、国の出先機関の事務を希望する地方に先行移管する制度を創設する。 そのため、ハローワーク(公共職業安定所)の職業紹介に関する事務について、埼玉県に先行移管する。併せて、業務の民間委託ができる制度を創設する。 また、国と地方の間の人材相互派遣制度を創設する。	ハローワークの職業相談・職業紹介や求人などの事務を県へ移管すれば、地域の総合的行政機関である県が一元的に労働行政を展開できるようになる(県は産業界や教育界、市町村との太いネットワークがあるので、その強みを活かし、労働行政を産業政策や福祉政策・教育政策と一体的・戦略的に展開できる。) その際、マンツーマンで専門的なサポートが必要な若者、女性の方々に、カウンセリングやスキルアップ、職業紹介をターゲットにサポートするため、民間のノウハウを活用することで、より効果的に行うことができる。 その結果、求人の拡大や雇用のミスマッチの解消により、失業率の低下につながる。 また、現行制度では認められていない国と地方の間の人材相互派遣制度が創設されれば、事業の性質や事業量に応じて柔軟な人材活用が可能となる。	D	-	ご提案の国と地方の間の人材相互派遣については、現行の退職出向というスキームで対応可能と考えているところ。		黒と市町村との間で運用されている職員相互兼任制度と同様の制度設計もきめ、右の提案主体からの意見を踏まえて再度検討し回答されたい。	退職出向は、制度上、派遣期間が定まっていなくても、身分が不安定であり、多くの職員の出向になじまない。 したがって、職員が安心して職務に専念し、事務を円滑に遂行することができるよう、退職出向という方式ではなく、「国と地方の間の人材相互派遣制度」を創設して対応すべきである。	D	-	ご意見中「退職出向は、制度上、派遣期間が定まっていないなど、身分が不安定であり、多くの職員の出向になじまない」とのことについては、地方公共団体と国との間で、当該人材に係る復職保証に関する取決を締結していただければよいものであり、現行制度においても、両者の創意工夫により実現できるものと考えます。					人事院 総務省 厚生労働省
040210	独立行政法人における科学債発行	独立行政法人通則法第45条第5項	独立行政法人は、特別法に特段の定めがある場合を除くほか、長期借入金及び債券発行を行うことができない。	独立行政法人通則法第45条第5項「個別法に特段の定めがある場合を除くほか、長期借入金及び債券発行を行うことができない。」という規制の特例を認め、科学債を発行する。	つくば市における独立行政法人(大学を含む)が一体となって、国策研究を行う資金を集めるため、同時に、日本の未来を担うポストドク研究生活安定を図る基金を募るため、独立行政法人が証券会社との連携の下に「科学債」を発行することを可能にする。  政府の成長戦略に決定された、グリーンイノベーションとライフイノベーションの研究をつづける研究所・大学(以下、研究社群)という地方を軸に研究するため、独自の資金調達を促す。「科学債」は、10年超え重宝の債権で、科学技術の研究開発が得られたときに配当・元本償還する。一種のベンチャーキャピタルの形成であり、先端性・信頼性の最も高い日本の研究社群への投資であり、かつ、政府の成長戦略と第4期科学技術基本計画の日本機関、リードエリアとなるべき研究社群を国に先駆けて動かすものである。かかる研究社群に対し、広く民間、個人、外国などから投資する仕組みを作る。 また、集まった資金の一部を使い、ポストドク奨励基金を設立し、ポストドク若手研究者が、連続してプロジェクトに就く機会を行い、その生活がワークシェアリングシステムによって、バーネット研究者と同等の生計所得・社会保障が得られるよう支援する仕組みを作る。 日本は、国際経済における地位が次第に低下し、研究部門で後発のアジア諸国にも、追い越されようとしている中で、研究社群は、国の動きを待つのではなく、国の動きに呼応して、すでにある科学イノベーションを活用して迅速に国際イノベーションを進めなければならない。従来、研究機関の境目のつらばり若手の集積に「トルネード」を指摘されてきたが、科学債の収益はこの二つの問題の解決を図る資金となり、国策イノベーションの国内最大の担い手として、つくばの研究社群が力を発揮することになる。 国家的な共通課題である新成長戦略(グリーンイノベーション及びライフイノベーション)に係る研究開発に際し、つくばに立地する各研究機関が産官学・国内外で連携して取り組む。	D	-	独立行政法人通則法第45条第5項で長期借入金及び債券の発行は原則禁止となっていますが、例えば、金融業務を実施するため資金調達の必要がある場合も想定されることから、それぞれの独法の業務の性質を踏まえ、真に必要な場合には各独法の個別法に規定を置くことにより例外的に認められている場合があります。		右提案者の意見を踏まえ、通則法の特例を設けることについて再度検討し回答されたい。	・時代が大きく変化する中、国づくりに関しても、「新しい公共」の仕組みを官民挙げて、創り出すことが重要と思われる。独立行政法人においても、例えば、特定の国策研究課題や、あるいは最先端大型医療機器の維持管理に係る案件等に対して、独自に又は連携して債権発行を可能とさせていただくことは、まさに特区制度によって実現されるべきものであると認識している。個別法改定に時間がかかるが故に、今回の提案となっている。再度ご検討いただけるようお願い申し上げます。 ・法改正の必要が不明(国家戦略上に必要な施策に係る法改正は速やかに行うべき)である。 ・退職出向の規則の特例を求めている今回の提案の回答となっていない。	D	-	長期借入金及び債券発行で手当てするような資金需要については、一般的には国が予算上で手当てすべき性格の資金であり、また、短期資金のように機動的な手当てが必要となるものではないと考えられるため、独立行政法人通則法第45条第5項で長期借入金及び債券の発行は原則禁止となっていますが、例えば、金融業務を実施するため資金調達の必要がある場合も想定されることから、それぞれの独法の業務の性質を踏まえ、真に必要な場合には各独法の個別法に規定を置くことにより例外的に認められている場合があります。	国家戦略つくば 0 3 4 0 2 0	埼玉県	埼玉県	人事院 総務省 厚生労働省	
040221	租税措置特区	地方税法附則第15条第31項	地方税法附則第15条第31項において、都市再生特別措置法第23条に規定する認定事業者が、同法第25条に規定する認定事業により取得した一定の公共施設等の用に供する家屋、償却資産について、固定資産税又は都市計画税の課税標準を取得後5年度分、価格の2分の1とする特例が規定されています。	従来の都市再生緊急整備地域の中から、特に、これからの都市戦略上重要な地区を「成長戦略拠点特区」に位置づけ、これからの日本を牽引する戦略拠点の形成をめざし、都市計画や構造改革特区制度などによる規制緩和に加え、国税の減免など総合的な優遇措置を実施する。  【具体的内容】 ① 租税措置特区の創設	従来の都市再生緊急整備地域の中から、エリアを限定し、次の3つの措置を柱とする総合的な特区制度を創設する。  ①法人税など国税・地方税の減免などを行う「租税措置特区」 ②日本政策投資銀行の活用による資金調達や無利子・低利子貸し付けを行う「金融支援特区」 ③都市計画法と構造改革特区に基づく規制緩和を行う「規制緩和特区」  (提案理由) 成長著しい南・東アジア地域等との国際的な都市間競争のなか、日本を支える大都市の活力を増進するため、都市戦略上重要な地区において、アジア諸国で既に実施されている特区制度を実現する必要があるため。	Z	I	・そもそも構造改革特区は規制上の特例措置を実施するための制度であり、税制上の措置はこれに含まれず、従来より検討対象外の提案であると整理されてきたところ。  ・新政権下では、税制調査会において一元的に税制上の措置を検討する仕組みとしているため、政策税制の導入の是非については、税調の枠組みで検討する必要があります。まずは、所管の府省等において前提となる政策を検討の上、税制による支援が必要かを議論すべきもの。本件についても、所管の府省等から要望があれば、税制調査会において議論が行われることになると考える。  ・租税特別措置については、現政権において、ゼロベースから見直し、整理合理化を進めるとの方針を示しており、平成22年度税制改正大綱(平成21年12月22日閣議決定)において、「租税特別措置の見直しに関する基本方針」を定めたところ。提案にあるような政策についても、この基本方針の趣旨を踏まえて検討されるものと考えます。			Z	I	成長戦略拠点特区	0 0 4 1 0 1 0	大阪市	大阪府	総務省 財務省 国土交通省		
040230	地方公共団体による国立大学法人等への助成等に関する制限の一層の緩和	地方公共団体の財政の健全化に関する法律	地方公共団体による国立大学法人等(以下、大学等)への助成等については、当該大学等が行う新たな研究の実施等に当たっては、所与の条件を満たせば、総務大臣との同意を得れば寄附等を行うことは可能であるが、当該大学等が通常業務に要する経費を寄附等することは認められていない。	大阪市内への研究開発機能の集積促進のため、国立大学法人等の通常業務に要する経費も助成の対象とした。	地方公共団体による国立大学法人等(以下、大学等)への助成等については、通常業務に要する経費は大学等が本来持つべきとみなされ、助成が認められていないが、通常業務についても、大阪市への貢献が認められる場合には、助成対象とする。  (提案理由) 現行では、大阪市への貢献についての国の同意が得られた新増設部分のみについて助成が可能であるため、新増設がない場合には、国立大学法人等の大阪市内への立地のインセンティブとなっていないが、助成の対象を拡大することにより、大阪市への大学等の立地が促進され、大阪市の都市活力の増進を図ることができる。高度で専門的な人材の育成・研究機関である大学等は、最先端の研究・実務に精通した人材を輩出する拠点として、また人材交流を通じたネットワークの拡大、産学連携による産業界の拠点となることから、企業の競争力アップや起業の促進により雇用の創進などに貢献し、経済の成長につなげることができると考える。	C	I	地方公共団体から国等への寄附等を原則禁止しているのは、国と地方の財政秩序を維持する観点から、自発的寄附の名目による国から地方団体への負担の軽減を防止するためのもの。 仮にある自治体にとって許容する寄附でも、国等の機関の誘致競争等を通じて他の地方公共団体にも多大な影響を及ぼすことが想定され、地方財政全体を毀損することも想定されることから、寄附金等の支出に当たっては、総務大臣の同意を必要としているものであって、特区による対応にはなじまない。 (なお、大学等が行う新たな研究の実施等に当たっては、所与の条件を満たせば、総務大臣との同意を得れば寄附等を行うことは可能。)		国立大学法人等への助成等については、各地方自治体が、誘致効果と財政への影響を十分に見極めたうえで、総務大臣に同意を要請するものであって、通常業務についても新たな研究の実施等と同様の効果が想定される場合もあり、同じく総務大臣の同意を条件とするなどによって他自治体への影響を回避できると考える。 大阪・関西西ひいてはわが国全体の経済成長を牽引する拠点の形成を目指す大阪市としては、最先端の研究・実務に精通した人材を輩出し、また人材の交流を通じた産学連携の拠点として、都市活力の増進に貢献すると見込まれる国立大学法人等の市内立地は不可欠であると考えており、本市の提案を認めていただきたい。	C	I	御指摘の「通常業務についても新たな研究の実施等と同様の効果が想定される場合」というのが何を指すのか不明確であり、提案者の考える「通常業務」、「新たな研究の実施等と同様の効果」等が当方の認識と同等かどうか不詳であり、検討しかねるため、具体的に「通常業務についても新たな研究の実施等と同様の効果が想定される場合」がどういった場合なのかを御教示願いたい。	成長戦略拠点特区	0 0 4 0 4 0 0	大阪市	大阪府	総務省	
040241	法人関係税等の軽減免除	本件提案に係る規定は、地方税法上の規定はなし	本件提案に係る税の軽減措置に関して、地方税法上には特段の規定は設けられていない。	【具体的内容】 ② 法人関係税等の軽減免除	①現状 我が国の成長戦略上重要なバイオ産業を振興し、国際的バイオクラスターを形成していくためには、国家戦略として、ポテンシャルの森地域に、バイオ関連企業や研究機関を集積させ、世界から優秀な研究者・人材を呼び込み、次々とイノベーションを起こす環境づくりが必要。 北大阪・彩都地区は我が国No1のバイオクラスターだが、国家戦略の下、誘致を進める他地域のバイオクラスターとの競争に勝ち抜いていくためには、内外から企業が集まる先端的バイオ医薬や医療機器関連企業・研究機関等の集積を一層固めていく必要がある。 ②問題点 アジア諸国等では、国家間競争に勝ち抜くため、企業や研究機関、人材を呼び込むための「思い切った税制優遇措置等のインセンティブ」を用意。我が国においては、各府庁ごとの個別法(企業立地法等)等による支援の地は、自治体各自で創設し補助金等のインセンティブにどまり、クラスター形成のための国家的取り組みが不足。 ③解決策 彩都地区及びバイオ・ライフサイエンス研究のナショナルセンターである大阪大学の拠点における、バイオ関連企業・研究機関の立地を促進するため、国の研究開発に係る予算の重点配分の特例措置や思い切った法人関係税等の軽減免除を講じる。また、地方税を免除した際の地元自治体の収収減に対しては、国による財政支援を講じられたい。 ④効果 北大阪・彩都地区に企業・研究機関の集積に向けた思い切ったインセンティブを講じることにより、世界トップクラスのバイオクラスターの形成を図り、我が国のバイオ・ライフサイエンス分野の国際競争力を高める。	Z	I	・そもそも構造改革特区は規制上の特例措置を実施するための制度であり、税制上の措置はこれに含まれず、従来より検討対象外の提案であると整理されてきたところ。  ・新政権下では、税制調査会において一元的に税制上の措置を検討する仕組みとしているため、政策税制の導入の是非については、税調の枠組みで検討する必要があります。まずは、所管の府省等において前提となる政策を検討の上、税制による支援が必要かを議論すべきもの。本件についても、所管の府省等から要望があれば、税制調査会において議論が行われることになると考える。  ・租税特別措置については、現政権において、ゼロベースから見直し、整理合理化を進めるとの方針を示しており、平成22年度税制改正大綱(平成21年12月22日閣議決定)において、「租税特別措置の見直しに関する基本方針」を定めたところ。提案にあるような政策についても、この基本方針の趣旨を踏まえて検討されるものと考えます。			Z	I	国策バイオクラスターの創生・先進医療等の開発促進	0 0 4 3 0 1 1	大阪府	大阪府	総務省 財務省 厚生労働省 経済産業省		

管理コード	重要事項(事項名)	該当法令等	制度の現状	求める措置の具体的内容	具体的事業の実施内容・提案理由	措置の分類	措置の内容	各府省庁からの提案に対する回答	再検討要請	提案主体からの意見	「措置の分類の見直し」	「措置の内容の見直し」	各府省庁からの再検討要請に対する回答	プロジェクト名	管理番号	提案主体名	都道府県	制度の所管・関係府庁
040242	地方税を免除した際の自治体の税収減に対する財政支援	本件提案に係る規定は、地方税法上の規定はなし	本件提案に係る税の減免措置に関して、地方税法上には特段の規定は設けられていない。	①現状 我が国の成長戦略上重要なバイオ産業を振興し、国際的バイオクラスターを形成していくためには、国家戦略として、ポテンシャルの高い地域に、バイオ関連企業や研究機関を集積させ、世界から優秀な研究者・人材を呼び込み、次々とイノベーションを起こす環境づくりが必要。 ②問題点 アジア諸都市では、国家間競争に勝ち抜くため、企業や研究機関、人材を呼び込むためのさまざまな税優遇措置等のインセンティブを用いる。我が国においては、各府庁ごとの個別法(企業立地法等)等による支援のほか、自治体が発起した補助金等のインセンティブにとどまり、クラスター形成のための国家的取り組みが不足。 ③解決策 ③ 地方税を免除した際の自治体の税収減に対する財政支援 ④効果 我が国の成長戦略上重要なバイオ産業を振興し、国際的バイオクラスターを形成していくためには、国家戦略として、ポテンシャルの高い地域に、バイオ関連企業や研究機関を集積させ、世界から優秀な研究者・人材を呼び込み、次々とイノベーションを起こす環境づくりが必要。 ②問題点 アジア諸都市では、国家間競争に勝ち抜くため、企業や研究機関、人材を呼び込むためのさまざまな税優遇措置等のインセンティブを用いる。我が国においては、各府庁ごとの個別法(企業立地法等)等による支援のほか、自治体が発起した補助金等のインセンティブにとどまり、クラスター形成のための国家的取り組みが不足。 ③解決策 ③ 地方税を免除した際の自治体の税収減に対する財政支援 ④効果 我が国の成長戦略上重要なバイオ産業を振興し、国際的バイオクラスターを形成していくためには、国家戦略として、ポテンシャルの高い地域に、バイオ関連企業や研究機関を集積させ、世界から優秀な研究者・人材を呼び込み、次々とイノベーションを起こす環境づくりが必要。	①現状 我が国の成長戦略上重要なバイオ産業を振興し、国際的バイオクラスターを形成していくためには、国家戦略として、ポテンシャルの高い地域に、バイオ関連企業や研究機関を集積させ、世界から優秀な研究者・人材を呼び込み、次々とイノベーションを起こす環境づくりが必要。 ②問題点 アジア諸都市では、国家間競争に勝ち抜くため、企業や研究機関、人材を呼び込むためのさまざまな税優遇措置等のインセンティブを用いる。我が国においては、各府庁ごとの個別法(企業立地法等)等による支援のほか、自治体が発起した補助金等のインセンティブにとどまり、クラスター形成のための国家的取り組みが不足。 ③解決策 ③ 地方税を免除した際の自治体の税収減に対する財政支援 ④効果 我が国の成長戦略上重要なバイオ産業を振興し、国際的バイオクラスターを形成していくためには、国家戦略として、ポテンシャルの高い地域に、バイオ関連企業や研究機関を集積させ、世界から優秀な研究者・人材を呼び込み、次々とイノベーションを起こす環境づくりが必要。	2	1	各府省庁からの提案に対する回答			2	1	各府省庁からの再検討要請に対する回答	国際バイオクラスターの創生・先進医療等の開発促進	0 0 4 3 0 0 1 2	大阪府	大阪府	総務省
040251	急速充電設備の特別償却制度又は固定資産税の減免等	地方税法附則第15条第19項	地方税法第15条第19項において、電気自動車の一定の充電設備で新たに取得された設備について、固定資産税の課税標準を取得後3年度分、価格の3分の2とする特例が規定されています。	①現状 一般利用者のEV充電設備に係る設置費について、特別償却制度又は税額控除制度を創設する。また、低公害車の燃料供給設備(電気充電施設)に係る特別措置(現行固定資産税2/3)の拡充、及び、特別措置に係る固定資産税の減免に対する地方財政措置を求める。 【具体的内容】 ① 法人税の特別償却制度又は税額控除制度	①現状 現在のEVの走行距離は、市販車で80km程度であり、一回の充電での長距離利用は、困難な状況。こうした中で、EVの普及を図るためには、急速充電設備の設置箇所を増やすことが不可欠だが、公共のみの設置には限界があり、利便性等で不十分。一方で、民間事業者による設置も進んでいない。 ②問題点 急速充電設備の設置コストが高く(約500万~1千万円)、現在のEVの台数では、集客や課金による投資資金の回収も困難。そのため、民間事業者による設置が進まない。 ③解決策 民間事業者が急速充電設備を設置した場合、インセンティブに対する特別償却制度等の創設や設置後の固定資産税の免除(現行は2/3)など税制上の優遇措置を実施し、その負担を軽減する。なお、固定資産税の減免による地元市町村の税収減に対しては、国による財政支援を講じられたい。 ④効果 民間事業者による急速充電設備の設置で、EVでも安心して走ることが出来る環境が整備できる。そのことで、都市部でのEVの普及とガソリン車両数の低減化、都市モビリティの低炭素化が図られる。	2	1	各府省庁からの提案に対する回答			2	1	各府省庁からの再検討要請に対する回答	EV等の導入や開発促進による関連産業の育成	0 0 4 3 0 0 4 0	大阪府	大阪府	総務省 財務省 経済産業省 国土交通省 環境省
040252	固定資産税の免除及びこれに伴う市町村の税収減に対する財政支援	地方税法附則第15条第19項	地方税法第15条第19項において、電気自動車の一定の充電設備で新たに取得された設備について、固定資産税の課税標準を取得後3年度分、価格の3分の2とする特例が規定されています。	①現状 一般利用者のEV充電設備に係る設置費について、特別償却制度又は税額控除制度を創設する。また、低公害車の燃料供給設備(電気充電施設)に係る特別措置(現行固定資産税2/3)の拡充、及び、特別措置に係る固定資産税の減免に対する地方財政措置を求める。 【具体的内容】 ② 固定資産税の免除及びこれに伴う市町村の税収減に対する財政支援	①現状 現在のEVの走行距離は、市販車で80km程度であり、一回の充電での長距離利用は、困難な状況。こうした中で、EVの普及を図るためには、急速充電設備の設置箇所を増やすことが不可欠だが、公共のみの設置には限界があり、利便性等で不十分。一方で、民間事業者による設置も進んでいない。 ②問題点 急速充電設備の設置コストが高く(約500万~1千万円)、現在のEVの台数では、集客や課金による投資資金の回収も困難。そのため、民間事業者による設置が進まない。 ③解決策 民間事業者が急速充電設備を設置した場合、インセンティブに対する特別償却制度等の創設や設置後の固定資産税の免除(現行は2/3)など税制上の優遇措置を実施し、その負担を軽減する。なお、固定資産税の減免による地元市町村の税収減に対しては、国による財政支援を講じられたい。 ④効果 民間事業者による急速充電設備の設置で、EVでも安心して走ることが出来る環境が整備できる。そのことで、都市部でのEVの普及とガソリン車両数の低減化、都市モビリティの低炭素化が図られる。	2	1	各府省庁からの提案に対する回答			2	1	各府省庁からの再検討要請に対する回答	EV等の導入や開発促進による関連産業の育成	0 0 4 3 0 0 4 1	大阪府	大阪府	総務省 経済産業省 国土交通省 環境省
040261	法人関係税等の軽減免除	本件提案に係る規定は、地方税法上の規定はなし	本件提案に係る税の減免措置に関して、地方税法上には特段の規定は設けられていない。	①現状 国際ビジネス拠点をめぐる世界的な都市間競争の中で、アジアの他都市が有するような強力なインセンティブを持っていないため、企業の中核機能を立地させることができず、グローバル企業のアジア拠点等は日本からアジアの他都市に流出。 ②問題点 アジアの他都市とのコスト差(人件費、土地代等)が大きいこともあり、地方自治体レベルで提供できる立地支援策(地方税法第6条不均一課税、誘致補助金)だけでは、アジアの他都市とのインセンティブの差を埋めることは不可能。 ③解決策 グローバル企業の立地促進を図るため、国の研究開発に係る助成金等予算の重点配分の特別措置や思い切った法人関係税等の軽減免除を講じる。また、不動産取得税を免除した際の地元自治体の税収減に対しては、国による財政支援を講じられたい。 ④効果 外国企業の国際統括本部・地域統括本部等集積にむけた思い切ったインセンティブを講じることで、アジアの経済拠点としての我が国の地位の維持・拡大が図られる。	①現状 国際ビジネス拠点をめぐる世界的な都市間競争の中で、アジアの他都市が有するような強力なインセンティブを持っていないため、企業の中核機能を立地させることができず、グローバル企業のアジア拠点等は日本からアジアの他都市に流出。 ②問題点 アジアの他都市とのコスト差(人件費、土地代等)が大きいこともあり、地方自治体レベルで提供できる立地支援策(地方税法第6条不均一課税、誘致補助金)だけでは、アジアの他都市とのインセンティブの差を埋めることは不可能。 ③解決策 グローバル企業の立地促進を図るため、国の研究開発に係る助成金等予算の重点配分の特別措置や思い切った法人関係税等の軽減免除を講じる。また、不動産取得税を免除した際の地元自治体の税収減に対しては、国による財政支援を講じられたい。 ④効果 外国企業の国際統括本部・地域統括本部等集積にむけた思い切ったインセンティブを講じることで、アジアの経済拠点としての我が国の地位の維持・拡大が図られる。	2	1	各府省庁からの提案に対する回答			2	1	各府省庁からの再検討要請に対する回答	外国企業の拠点立地促進等によるアジアビジネスの強化	0 0 4 3 0 0 8 1	大阪府 大阪市	大阪府	総務省 財務省 経済産業省
040262	不動産取得税の免除及びこれに伴う自治体の税収減に対する財政支援	本件提案に係る規定は、地方税法上の規定はなし	本件提案に係る税の減免措置に関して、地方税法上には特段の規定は設けられていない。	①現状 国際ビジネス拠点をめぐる世界的な都市間競争の中で、アジアの他都市が有するような強力なインセンティブを持っていないため、企業の中核機能を立地させることができず、グローバル企業のアジア拠点等は日本からアジアの他都市に流出。 ②問題点 アジアの他都市とのコスト差(人件費、土地代等)が大きいこともあり、地方自治体レベルで提供できる立地支援策(地方税法第6条不均一課税、誘致補助金)だけでは、アジアの他都市とのインセンティブの差を埋めることは不可能。 ③解決策 グローバル企業の立地促進を図るため、国の研究開発に係る助成金等予算の重点配分の特別措置や思い切った法人関係税等の軽減免除を講じる。また、不動産取得税を免除した際の地元自治体の税収減に対しては、国による財政支援を講じられたい。 ④効果 外国企業の国際統括本部・地域統括本部等集積にむけた思い切ったインセンティブを講じることで、アジアの経済拠点としての我が国の地位の維持・拡大が図られる。	①現状 国際ビジネス拠点をめぐる世界的な都市間競争の中で、アジアの他都市が有するような強力なインセンティブを持っていないため、企業の中核機能を立地させることができず、グローバル企業のアジア拠点等は日本からアジアの他都市に流出。 ②問題点 アジアの他都市とのコスト差(人件費、土地代等)が大きいこともあり、地方自治体レベルで提供できる立地支援策(地方税法第6条不均一課税、誘致補助金)だけでは、アジアの他都市とのインセンティブの差を埋めることは不可能。 ③解決策 グローバル企業の立地促進を図るため、国の研究開発に係る助成金等予算の重点配分の特別措置や思い切った法人関係税等の軽減免除を講じる。また、不動産取得税を免除した際の地元自治体の税収減に対しては、国による財政支援を講じられたい。 ④効果 外国企業の国際統括本部・地域統括本部等集積にむけた思い切ったインセンティブを講じることで、アジアの経済拠点としての我が国の地位の維持・拡大が図られる。	2	1	各府省庁からの提案に対する回答			2	1	各府省庁からの再検討要請に対する回答	外国企業の拠点立地促進等によるアジアビジネスの強化	0 0 4 3 0 0 8 2	大阪府 大阪市	大阪府	総務省 経済産業省

管理コード	重要事項(事項名)	該当法令等	制度の現状	求める措置の具体的内容	具体的事業の実施内容・提案理由	措置の分類	措置の内容	各府省庁からの提案に対する回答	再検討要請	提案主体からの意見	「措置の分類の見直し」	「措置の内容の見直し」	各府省庁からの再検討要請に対する回答	プロジェクト名	管理番号	提案主体名	都道府県	制度の所管関係府庁
040270	関西国際空港の固定資産税等免除とそれに代わる地元市町への財政措置	地方税法第349条の3第24項	地方税法第349条の3第24項において、関西国際空港株式会社所有し、又は関西国際空港株式会社法第7条第1項第2号の規定に基づき借り受ける固定資産のうち、直接その本来の事業の用に供する固定資産について、課税標準を2分の1とする特例が規定されています。	①現状 関西国際空港は、本来、国の責任により整備されるべき国際拠点空港を、株式会社方式により建設した結果、空港会社に1兆1千億円にのぼる有利子負債を抱えさせ、破綻した経営を強いることとなっている。このことが着陸料をはじめとした空港利用にかかる高コスト構造を生じさせ航空ネットワークの充実を妨げる要因となっている。 ②問題点 関西国際空港の就航促進、集客促進を図るためには、空港利用料金の引き下げなどを可能とするよう、関西国際空港株式会社の固定経費の軽減を図り経営自由度を高める必要があるが、同社の経営努力では削減できない固定資産税等の税負担が、同社の営業費用(約800億円)の約1割を占めており空港経営の重荷となっている。 ③解決策 空港用地及び施設に課せられる固定資産税及び都市計画税を全額免除することにより、関西国際空港株式会社の固定費用を軽減する。併せて同社からの収入が消失する地元2市町(泉佐野市、泉南市、田原町)に対しては、国による交付金等の財政措置を講じる。 ④効果 これにより、関西国際空港株式会社の固定費用が軽減され、同社の経営自由度を高めることが可能となる。その結果、空港利用コストの低減化を促進し、関西国際空港の国際競争力を高めることにより、同空港のハブ化を促進する。	①現状 関西国際空港は、本来、国の責任により整備されるべき国際拠点空港を、株式会社方式により建設した結果、空港会社に1兆1千億円にのぼる有利子負債を抱えさせ、破綻した経営を強いることとなっている。このことが着陸料をはじめとした空港利用にかかる高コスト構造を生じさせ航空ネットワークの充実を妨げる要因となっている。 ②問題点 関西国際空港の就航促進、集客促進を図るためには、空港利用料金の引き下げなどを可能とするよう、関西国際空港株式会社の固定経費の軽減を図り経営自由度を高める必要があるが、同社の経営努力では削減できない固定資産税等の税負担が、同社の営業費用(約800億円)の約1割を占めており空港経営の重荷となっている。 ③解決策 空港用地及び施設に課せられる固定資産税及び都市計画税を全額免除することにより、関西国際空港株式会社の固定費用を軽減する。併せて同社からの収入が消失する地元2市町(泉佐野市、泉南市、田原町)に対しては、国による交付金等の財政措置を講じる。 ④効果 これにより、関西国際空港株式会社の固定費用が軽減され、同社の経営自由度を高めることが可能となる。その結果、空港利用コストの低減化を促進し、関西国際空港の国際競争力を高めることにより、同空港のハブ化を促進する。	2	1	「そもそも構造改革特区は規制上の特例措置を実施するための制度であり、規制上の措置はこれに含まれず、従来より検討対象外の提案であると整理されてきたところ。 -新政権下では、税制調査会において一元的に規制上の措置を検討する仕組みとしているため、政策税制の導入の是非については、税調の枠組みで検討する必要がある。まずは、所管の府省等において前提となる政策を検討の上、税制による支援が必要かを議論すべきもの。本件についても、所管の府省等から要望があれば、税制調査会において議論が行われることになると考える。 -租税特別措置については、現政権において、ゼロベースから見直し、整理合理化を進めるとの方針を示しており、平成22年度税制改正大綱(平成21年12月22日閣議決定)において、「租税特別措置の見直しに関する基本方針」を定めたところ。提案にあるような政策についても、この基本方針の趣旨を踏まえて検討されるものとする。						関西の高コスト構造の改善とエアライン拡大による機能強化	0 0 4 3 1 1 0	大阪府	大阪府	総務省 国土交通省
040280	民間活力を導入した港湾の一体運営	地方税法附則第15条第46項	株式会社化した外貨埠頭公社(指定会社等)が国の無利子貸付又は補助を受けて一定の港湾施設を取得した場合に、取得から10年度分の固定資産税及び都市計画税について課税標準を2分の1とする特例が規定されています。	①現状 平成22年度の税制改正において、スーパー中核港湾における指定会社等(公社の民営化会社)が国の補助又は無利子貸付を受けて平成24年3月末までに取得するコンテナ埠頭に係る固定資産税・都市計画税の課税標準が取得後10年間は1/2に軽減する制度が創設された。 大阪港、神戸港の高埠頭公社は、平成23年に株式会社化を予定しており、将来的な港湾の一体運営を視野に入れながら、経営統合についても検討に入っている。 ②問題点 港湾経営については、民間が積極的に参入しにくい法体系となっており、更に民営化後の埠頭株式会社(コンテナ埠頭)に対する都市計画税・固定資産税の課税は、港湾利用料に転嫁され、「利用者への貸付料低減」を阻害する一因となる。 ③解決策 1、港湾経営主体である埠頭株式会社による機動的な港湾経営を実現するため、港湾管理者による株式の保有義務を外資規制を付した上で緩和すること。 2、埠頭株式会社に係る都市計画税・固定資産税のさらなる全額免除を講じることを求める。 ④効果 民営化会社とそのノウハウを最大限に活かし、アジア主要港と伍する港湾サービスが提供できることが期待される。	①現状 平成22年度の税制改正において、スーパー中核港湾における指定会社等(公社の民営化会社)が国の補助又は無利子貸付を受けて平成24年3月末までに取得するコンテナ埠頭に係る固定資産税・都市計画税の課税標準が取得後10年間は1/2に軽減する制度が創設された。 大阪港、神戸港の高埠頭公社は、平成23年に株式会社化を予定しており、将来的な港湾の一体運営を視野に入れながら、経営統合についても検討に入っている。 ②問題点 港湾経営については、民間が積極的に参入しにくい法体系となっており、更に民営化後の埠頭株式会社(コンテナ埠頭)に対する都市計画税・固定資産税の課税は、港湾利用料に転嫁され、「利用者への貸付料低減」を阻害する一因となる。 ③解決策 1、港湾経営主体である埠頭株式会社による機動的な港湾経営を実現するため、港湾管理者による株式の保有義務を外資規制を付した上で緩和すること。 2、埠頭株式会社に係る都市計画税・固定資産税のさらなる全額免除を講じることを求める。 ④効果 民営化会社とそのノウハウを最大限に活かし、アジア主要港と伍する港湾サービスが提供できることが期待される。	2	1	「そもそも構造改革特区は規制上の特例措置を実施するための制度であり、規制上の措置はこれに含まれず、従来より検討対象外の提案であると整理されてきたところ。 -新政権下では、税制調査会において一元的に規制上の措置を検討する仕組みとしているため、政策税制の導入の是非については、税調の枠組みで検討する必要がある。まずは、所管の府省等において前提となる政策を検討の上、税制による支援が必要かを議論すべきもの。本件についても、所管の府省等から要望があれば、税制調査会において議論が行われることになると考える。 -租税特別措置については、現政権において、ゼロベースから見直し、整理合理化を進めるとの方針を示しており、平成22年度税制改正大綱(平成21年12月22日閣議決定)において、「租税特別措置の見直しに関する基本方針」を定めたところ。提案にあるような政策についても、この基本方針の趣旨を踏まえて検討されるものとする。						効率的な港湾経営と集客機能の強化による阪神港の競争力の強化	0 0 4 3 1 1 0	大阪府	大阪府	総務省 国土交通省
040290	インランド・デポ(内陸保税倉庫)の整備支援	本件提案に係る規定は、地方税法上の規定はなし	本件提案に係る税の減免措置に関して、地方税法上には特段の規定は設けられていない。	①現状 わが国港湾はアジア主要港の台頭により、相対的にその地位が低下している。これまで日本発着の国際海上コンテナ貨物は国内主要港を経て、直接欧米との基幹航路により輸出入されていたが、近年、釜山港等が日本国内の地方港発着貨物を集め、釜山港経由で基幹航路により輸送される、いわゆる海外トランシップ化が進んでいる。また、基幹航路は輸送能力・輸送効率向上のため、急激な船舶の大型化と寄港地集約の動きが進む中、アジア主要港の基幹航路寄港便数は増加する一方、わが国港湾への寄港便数は減少している。 現在、政府はさらなる選択と集中の方針のもと、国際コンテナ戦略港湾を1~2港選定することとしており、西日本においては阪神港がその役割を担うために、背後圏の国内貨物の集約機能を高めることが不可欠である。 ②問題点 高速道路網を活かし中部、北陸、中国方面でインランドデポを活用した集荷が有効であるが、その整備には、高速道路ICへのアクセスの良い広大な用地を必要とするため、整備運営する事業者の財政負担が大きいことが阻害要因の1つと考えられる。 ③解決策 インランドデポ整備運営事業者に対する無利子貸付制度の導入、固定資産税等の減免措置を講じる。 ④効果 内陸物流拠点整備を促し、輸送コストの削減とともに阪神港への国内貨物の集荷が期待される。	①現状 わが国港湾はアジア主要港の台頭により、相対的にその地位が低下している。これまで日本発着の国際海上コンテナ貨物は国内主要港を経て、直接欧米との基幹航路により輸出入されていたが、近年、釜山港等が日本国内の地方港発着貨物を集め、釜山港経由で基幹航路により輸送される、いわゆる海外トランシップ化が進んでいる。また、基幹航路は輸送能力・輸送効率向上のため、急激な船舶の大型化と寄港地集約の動きが進む中、アジア主要港の基幹航路寄港便数は増加する一方、わが国港湾への寄港便数は減少している。 現在、政府はさらなる選択と集中の方針のもと、国際コンテナ戦略港湾を1~2港選定することとしており、西日本においては阪神港がその役割を担うために、背後圏の国内貨物の集約機能を高めることが不可欠である。 ②問題点 高速道路網を活かし中部、北陸、中国方面でインランドデポを活用した集荷が有効であるが、その整備には、高速道路ICへのアクセスの良い広大な用地を必要とするため、整備運営する事業者の財政負担が大きいことが阻害要因の1つと考えられる。 ③解決策 インランドデポ整備運営事業者に対する無利子貸付制度の導入、固定資産税等の減免措置を講じる。 ④効果 内陸物流拠点整備を促し、輸送コストの削減とともに阪神港への国内貨物の集荷が期待される。	2	1	「そもそも構造改革特区は規制上の特例措置を実施するための制度であり、規制上の措置はこれに含まれず、従来より検討対象外の提案であると整理されてきたところ。 -新政権下では、税制調査会において一元的に規制上の措置を検討する仕組みとしているため、政策税制の導入の是非については、税調の枠組みで検討する必要がある。まずは、所管の府省等において前提となる政策を検討の上、税制による支援が必要かを議論すべきもの。本件についても、所管の府省等から要望があれば、税制調査会において議論が行われることになると考える。 -租税特別措置については、現政権において、ゼロベースから見直し、整理合理化を進めるとの方針を示しており、平成22年度税制改正大綱(平成21年12月22日閣議決定)において、「租税特別措置の見直しに関する基本方針」を定めたところ。提案にあるような政策についても、この基本方針の趣旨を踏まえて検討されるものとする。						効率的な港湾経営と集客機能の強化による阪神港の競争力の強化	0 0 4 3 1 1 0	大阪府	大阪府	総務省 国土交通省
040301	法人実効税率の引下げ	本件提案に係る規定は、地方税法上の規定はなし	本件提案に係る税の減免措置に関して、地方税法上には特段の規定は設けられていない。	①現状 わが国では、アジア諸国のように物流施設と産業施設が一元的に展開されておらず、企業集約に対する税の優遇措置も十分ではない。また、保税管理も厳格であり、開港に対する特例措置も冲縄に限定されているなど、広大な後背圏を有するわが国を代表する国際空港や国際港湾と製造業や物流関連企業との相乗効果を生むための総合的な施策が十分でない。 ②問題点 近年、経済のグローバル化やアジア諸国の経済発展により、わが国の国際物流・国際港湾の国際競争力が相対的に低下している。この結果、アジア諸国の港を経由して欧米へ輸出されるなど、トータルコストの削減、リードタイムの短縮、輸送品質の確保等、わが国荷主のニーズに十分応えることができず、物流効率、産業競争力の低下が問題となっている。 ③解決策 関西国際空港内や阪神港など、国際インフラ周辺の特定の地域にFTZ(自由貿易地域)を創設し、新規に立地する物流関連企業に対して ・法人税等の実効税率の大幅な引き下げ。 ・固定資産税等についても5年間減免。 ・不均一課税等に伴う交付税措置を実施。 など、国策として場所、業種に応じた大胆で強力なインセンティブを与える。 ④効果 国際物流拠点(空港・港湾)と製造・物流関連産業の一体的運用を進め、国内有数の貿易拠点として集積のメリットを発揮でき、わが国の競争力の強化を図る。	①現状 わが国では、アジア諸国のように物流施設と産業施設が一元的に展開されておらず、企業集約に対する税の優遇措置も十分ではない。また、保税管理も厳格であり、開港に対する特例措置も冲縄に限定されているなど、広大な後背圏を有するわが国を代表する国際空港や国際港湾と製造業や物流関連企業との相乗効果を生むための総合的な施策が十分でない。 ②問題点 近年、経済のグローバル化やアジア諸国の経済発展により、わが国の国際物流・国際港湾の国際競争力が相対的に低下している。この結果、アジア諸国の港を経由して欧米へ輸出されるなど、トータルコストの削減、リードタイムの短縮、輸送品質の確保等、わが国荷主のニーズに十分応えることができず、物流効率、産業競争力の低下が問題となっている。 ③解決策 関西国際空港内や阪神港など、国際インフラ周辺の特定の地域にFTZ(自由貿易地域)を創設し、新規に立地する物流関連企業に対して ・法人税等の実効税率の大幅な引き下げ。 ・固定資産税等についても5年間減免。 ・不均一課税等に伴う交付税措置を実施。 など、国策として場所、業種に応じた大胆で強力なインセンティブを与える。 ④効果 国際物流拠点(空港・港湾)と製造・物流関連産業の一体的運用を進め、国内有数の貿易拠点として集積のメリットを発揮でき、わが国の競争力の強化を図る。	2	1	「そもそも構造改革特区は規制上の特例措置を実施するための制度であり、規制上の措置はこれに含まれず、従来より検討対象外の提案であると整理されてきたところ。 -新政権下では、税制調査会において一元的に規制上の措置を検討する仕組みとしているため、政策税制の導入の是非については、税調の枠組みで検討する必要がある。まずは、所管の府省等において前提となる政策を検討の上、税制による支援が必要かを議論すべきもの。本件についても、所管の府省等から要望があれば、税制調査会において議論が行われることになると考える。 -租税特別措置については、現政権において、ゼロベースから見直し、整理合理化を進めるとの方針を示しており、平成22年度税制改正大綱(平成21年12月22日閣議決定)において、「租税特別措置の見直しに関する基本方針」を定めたところ。提案にあるような政策についても、この基本方針の趣旨を踏まえて検討されるものとする。						大阪府FTZ(自由貿易地域の創設と国際物流拠点(空港・港湾)の一体運営による貿易促進	0 0 4 3 1 1 0	大阪府・関西国際空港	大阪府	総務省 財務省 国土交通省
040302	固定資産税の免除	本件提案に係る規定は、地方税法上の規定はなし	本件提案に係る税の減免措置に関して、地方税法上には特段の規定は設けられていない。	①現状 わが国では、アジア諸国のように物流施設と産業施設が一元的に展開されておらず、企業集約に対する税の優遇措置も十分ではない。また、保税管理も厳格であり、開港に対する特例措置も冲縄に限定されているなど、広大な後背圏を有するわが国を代表する国際空港や国際港湾と製造業や物流関連企業との相乗効果を生むための総合的な施策が十分でない。 ②問題点 近年、経済のグローバル化やアジア諸国の経済発展により、わが国の国際物流・国際港湾の国際競争力が相対的に低下している。この結果、アジア諸国の港を経由して欧米へ輸出されるなど、トータルコストの削減、リードタイムの短縮、輸送品質の確保等、わが国荷主のニーズに十分応えることができず、物流効率、産業競争力の低下が問題となっている。 ③解決策 関西国際空港内や阪神港など、国際インフラ周辺の特定の地域にFTZ(自由貿易地域)を創設し、新規に立地する物流関連企業に対して ・法人税等の実効税率の大幅な引き下げ。 ・固定資産税等についても5年間減免。 ・不均一課税等に伴う交付税措置を実施。 など、国策として場所、業種に応じた大胆で強力なインセンティブを与える。 ④効果 国際物流拠点(空港・港湾)と製造・物流関連産業の一体的運用を進め、国内有数の貿易拠点として集積のメリットを発揮でき、わが国の競争力の強化を図る。	①現状 わが国では、アジア諸国のように物流施設と産業施設が一元的に展開されておらず、企業集約に対する税の優遇措置も十分ではない。また、保税管理も厳格であり、開港に対する特例措置も冲縄に限定されているなど、広大な後背圏を有するわが国を代表する国際空港や国際港湾と製造業や物流関連企業との相乗効果を生むための総合的な施策が十分でない。 ②問題点 近年、経済のグローバル化やアジア諸国の経済発展により、わが国の国際物流・国際港湾の国際競争力が相対的に低下している。この結果、アジア諸国の港を経由して欧米へ輸出されるなど、トータルコストの削減、リードタイムの短縮、輸送品質の確保等、わが国荷主のニーズに十分応えることができず、物流効率、産業競争力の低下が問題となっている。 ③解決策 関西国際空港内や阪神港など、国際インフラ周辺の特定の地域にFTZ(自由貿易地域)を創設し、新規に立地する物流関連企業に対して ・法人税等の実効税率の大幅な引き下げ。 ・固定資産税等についても5年間減免。 ・不均一課税等に伴う交付税措置を実施。 など、国策として場所、業種に応じた大胆で強力なインセンティブを与える。 ④効果 国際物流拠点(空港・港湾)と製造・物流関連産業の一体的運用を進め、国内有数の貿易拠点として集積のメリットを発揮でき、わが国の競争力の強化を図る。	2	1	「そもそも構造改革特区は規制上の特例措置を実施するための制度であり、規制上の措置はこれに含まれず、従来より検討対象外の提案であると整理されてきたところ。 -新政権下では、税制調査会において一元的に規制上の措置を検討する仕組みとしているため、政策税制の導入の是非については、税調の枠組みで検討する必要がある。まずは、所管の府省等において前提となる政策を検討の上、税制による支援が必要かを議論すべきもの。本件についても、所管の府省等から要望があれば、税制調査会において議論が行われることになると考える。 -租税特別措置については、現政権において、ゼロベースから見直し、整理合理化を進めるとの方針を示しており、平成22年度税制改正大綱(平成21年12月22日閣議決定)において、「租税特別措置の見直しに関する基本方針」を定めたところ。提案にあるような政策についても、この基本方針の趣旨を踏まえて検討されるものとする。						大阪府FTZ(自由貿易地域の創設と国際物流拠点(空港・港湾)の一体運営による貿易促進	0 0 4 3 1 1 0	大阪府・関西国際空港	大阪府	総務省 国土交通省

管理コード	要請事項(事項名)	該当法令等	制度の現状	求める措置の具体的内容	具体的事業の実施内容・提案理由	措置の分類	措置の内容	各府省庁からの提案に対する回答	再検討要請	提案主体からの意見	「措置の分類の見直し」	「措置の内容の見直し」	各府省庁からの再検討要請に対する回答	プロジェクト名	管理番号	提案主体名	都道府県	制度の所管・関係府庁
040303	不均一課税等に伴う交付税措置	本件提案に係る規定は、地方税法上の規定はなし	本件提案に係る税の減免措置に関して、地方税法上には特段の規定は設けられていない。	物流関連企業に係る法人税、固定資産税等の軽減措置の創設 【具体的内容】 ③ 不均一課税等に伴う交付税措置	①現状 わが国では、アジア諸国のように物流施設と産業施設が一体的に展開されておらず、企業誘致に対する税の優遇措置も十分でない。また、保税管理も厳格であり、関税に対する特例措置も冲縄に限定されているなど、広大な後背圏を有するわが国を代表する国際空港や国際港湾と製造業や物流関連企業との相乗効果を促すための総合的な施策が十分でない。 ②問題点 近年、経済のグローバル化やアジア諸国の経済発展により、わが国の国際物流・国際港湾の国際競争力が相対的に低下している。この結果、アジア諸国の港を経由して欧米へ輸出されるなど、トータルコストの削減、リードタイムの短縮、輸送品質の確保等、わが国が直面する課題に十分対応することができず、物流効率、産業競争力の低下が問題となっている。 ③解決策 関西国際空港内や阪神港など、国際インフラ周辺の特定の地域にFTZ(自由貿易地区)を創設し、新規に立地する物流関連企業に対して ・法人税率の実効税率の大幅な引き下げ。 ・固定資産税等についても5年間減免。 ・不均一課税等に伴う交付税措置を実施。 など、国策として場所、業種に応じた大胆で強力なインセンティブを与える。 ④効果 国際物流拠点(空港・港湾)と製造・物流関連産業の一体的運用を進め、国内有数の貿易拠点として集積のメリットを発揮でき、わが国の競争力の強化を図る。	2	1	・そもそも構造改革特区は規制上の特例措置を実施するための制度であり、税制上の措置はこれに含まれず、従来より検討対象外の提案であると整理されてきたところ。 ・新政権下では、税制調査会において一元的に税制上の措置を検討する仕組みとしているため、政策税制の導入の是非については、税調の枠組みで検討する必要がある。まずは、所管の府省等において前提となる政策を検討の上、税制による支援が必要かを議論すべきもの。本件についても、所管の府省等から要望があれば、税制調査会において議論が行われることになると考える。 ・租税特別措置については、現政権において、ゼロベースから見直し、整理合理化を進めるとの方針を示しており、平成22年度税制改正大綱(平成21年12月22日閣議決定)において、「租税特別措置の見直しに関する基本方針」を定めたところ。提案にあるような政策についても、この基本方針の趣旨を踏まえて検討されるものとする。						大阪府FTZ(自由貿易地域)の創設と国際物流拠点(空港・港湾)の一体運営による貿易促進	0 0 4 3 1 7 2	大阪府・関西国際空港	大阪府	総務省 国土交通省
040310	民間主導による緑化促進のための税の軽減を行う「都市公開緑地制度」を創設	地方税法附則第15条第6項	地方税法附則第15条第6項において、都市緑地法第63条に規定する認定計画に従って整備された一定の緑化施設に対する固定資産税について、課税標準を取得後5年度分、価格の2分の1とするの特例が規定されています。	緑が不足した市街地における良好な都市環境形成のため、既存制度を拡充し、公開された緑地にかかる固定資産税の軽減を行う制度の創設	①②現状・問題点 緑化施設にかかる固定資産税の軽減制度があるが、2001年の制度開始後、全国で24件、府内は1件のみ。問題点としては以下があげられる。 1. 建築主へのメリット少(年間の管理費が大きく、軽減が不十分) 2. 建築率の高い都市部では敷地面積の20%以上の緑化率というハードルが高い 3. PR不足、認定主体である市町村へのメリットが少ない ③解決策 都市緑地法に基づき上記制度の拡充を行い、同法に基づく「緑化重点地区」及び府等が指定する区域内に限り、公開される緑地を設置する場合、その土地の固定資産税を軽減。 1. 軽減率の拡大 ・特例措置期間の廃止・緑化施設だけでなく公開された土地にかかる固定資産税も軽減の対象 2. 緑化率要件の引き下げ ・公開を要件に緑化率要件を引き下げ 3. 固定資産税の軽減に対する地方交付税措置を行う ・地価の高い大都市圏においては固定資産税軽減による市の負担が大きいため、本制度を地方交付税措置の対象に加える。 ④効果 民間主導による公開緑地の創出を促進することで、植栽地の限られた都市部において効果的に府民に実感のあるみどりが増える。	2	1	・そもそも構造改革特区は規制上の特例措置を実施するための制度であり、税制上の措置はこれに含まれず、従来より検討対象外の提案であると整理されてきたところ。 ・新政権下では、税制調査会において一元的に税制上の措置を検討する仕組みとしているため、政策税制の導入の是非については、税調の枠組みで検討する必要がある。まずは、所管の府省等において前提となる政策を検討の上、税制による支援が必要かを議論すべきもの。本件についても、所管の府省等から要望があれば、税制調査会において議論が行われることになると考える。 ・租税特別措置については、現政権において、ゼロベースから見直し、整理合理化を進めるとの方針を示しており、平成22年度税制改正大綱(平成21年12月22日閣議決定)において、「租税特別措置の見直しに関する基本方針」を定めたところ。提案にあるような政策についても、この基本方針の趣旨を踏まえて検討されるものとする。						グリーン・イノベーション	0 0 4 3 2 0 0	大阪府	大阪府	総務省 国土交通省
040321	中小企業者の省CO2促進支援制度(財政上の措置)	本件提案に係る規定は、地方税法上の規定はなし	本件提案に係る税の減免措置に関して、地方税法上には特段の規定は設けられていない。	中小企業者の省CO2促進支援制度を創設し財政上・税制上の支援を行う。オフセットカーボン等を購入した企業に購入費用の税優遇措置を講じる。 【具体的内容】 ① 中小企業者の省CO2促進支援制度(財政上の措置)	①②現状・問題点 中小規模の工場や業務ビルは、府域のCO2排出量の約25%を占めており、これらの事業者に対する低炭素化の取組み促進が課題となっている。しかしながら、現在、これらの事業者は省エネ法などの対象とはなっておらず、低炭素化に対する取組意欲が低い状況にある。また、個々の排出実態は多種多様にわたり、適切な低炭素化の設備が量産化されておらず、設置コストが高額となっていることが設備導入促進の阻害要因となっている。 さらには、削減されたCO2排出量は、カーボンオフセット制度により必要とする企業等に売却することも可能であるが、購入企業は購入価格を法人税の算定において損金算入できないことから、企業の購入意欲を低下させている。 ③解決策 中小規模の工場や業務ビルの削減ポテンシャル、各種対策のコスト、排出量削減率等の大阪府の地域特性を把握した上で、費用対効果に応じた促進制度を設計し、財政上・税制上の支援を行い、自治体には交付税措置を講じる。 また、オフセットカーボン等を購入した企業に対する法人税について、地域を限定して購入経費を損金算入できるよう、制度改正を求める。 ④効果 低炭素社会の実現には欠かせない中小企業者の省CO2対策を推進することができる。	2	1	・そもそも構造改革特区は規制上の特例措置を実施するための制度であり、税制上の措置はこれに含まれず、従来より検討対象外の提案であると整理されてきたところ。 ・新政権下では、税制調査会において一元的に税制上の措置を検討する仕組みとしているため、政策税制の導入の是非については、税調の枠組みで検討する必要がある。まずは、所管の府省等において前提となる政策を検討の上、税制による支援が必要かを議論すべきもの。本件についても、所管の府省等から要望があれば、税制調査会において議論が行われることになると考える。 ・租税特別措置については、現政権において、ゼロベースから見直し、整理合理化を進めるとの方針を示しており、平成22年度税制改正大綱(平成21年12月22日閣議決定)において、「租税特別措置の見直しに関する基本方針」を定めたところ。提案にあるような政策についても、この基本方針の趣旨を踏まえて検討されるものとする。						低CO2技術普及拡大による低炭素社会の実現	0 0 4 3 2 4 0	大阪府	大阪府	総務省 経済産業省 環境省
040322	中小企業者の省CO2促進支援制度(税制上の措置)	本件提案に係る規定は、地方税法上の規定はなし	本件提案に係る税の減免措置に関して、地方税法上には特段の規定は設けられていない。	中小企業者の省CO2促進支援制度を創設し財政上・税制上の支援を行う。オフセットカーボン等を購入した企業に購入費用の税優遇措置を講じる。 【具体的内容】 ② 中小企業者の省CO2促進支援制度(税制上の措置)	①②現状・問題点 中小規模の工場や業務ビルは、府域のCO2排出量の約25%を占めており、これらの事業者に対する低炭素化の取組み促進が課題となっている。しかしながら、現在、これらの事業者は省エネ法などの対象とはなっておらず、低炭素化に対する取組意欲が低い状況にある。また、個々の排出実態は多種多様にわたり、適切な低炭素化の設備が量産化されておらず、設置コストが高額となっていることが設備導入促進の阻害要因となっている。 さらには、削減されたCO2排出量は、カーボンオフセット制度により必要とする企業等に売却することも可能であるが、購入企業は購入価格を法人税の算定において損金算入できないことから、企業の購入意欲を低下させている。 ③解決策 中小規模の工場や業務ビルの削減ポテンシャル、各種対策のコスト、排出量削減率等の大阪府の地域特性を把握した上で、費用対効果に応じた促進制度を設計し、財政上・税制上の支援を行い、自治体には交付税措置を講じる。 また、オフセットカーボン等を購入した企業に対する法人税について、地域を限定して購入経費を損金算入できるよう、制度改正を求める。 ④効果 低炭素社会の実現には欠かせない中小企業者の省CO2対策を推進することができる。	2	1	・そもそも構造改革特区は規制上の特例措置を実施するための制度であり、税制上の措置はこれに含まれず、従来より検討対象外の提案であると整理されてきたところ。 ・新政権下では、税制調査会において一元的に税制上の措置を検討する仕組みとしているため、政策税制の導入の是非については、税調の枠組みで検討する必要がある。まずは、所管の府省等において前提となる政策を検討の上、税制による支援が必要かを議論すべきもの。本件についても、所管の府省等から要望があれば、税制調査会において議論が行われることになると考える。 ・租税特別措置については、現政権において、ゼロベースから見直し、整理合理化を進めるとの方針を示しており、平成22年度税制改正大綱(平成21年12月22日閣議決定)において、「租税特別措置の見直しに関する基本方針」を定めたところ。提案にあるような政策についても、この基本方針の趣旨を踏まえて検討されるものとする。						低CO2技術普及拡大による低炭素社会の実現	0 0 4 3 2 4 1	大阪府	大阪府	総務省 経済産業省 環境省
040330	建物の建替え等の促進と最先端の低炭素技術の導入によるCO2排出削減	本件提案に係る規定は、地方税法上の規定はなし	本件提案に係る税の減免措置に関して、地方税法上には特段の規定は設けられていない。	低炭素まちづくりを促進する特区を設定した上で、同区内のエネルギー効率の悪い既存建築物に対し、建替え等の実施を自治体が勧告する制度を構築する。	①②現状・問題点 2020年度の温室効果ガス排出量を1990年度比で25%削減するという目標達成に向けては、エネルギー効率の悪いビル、住宅等の建替えや改修による低炭素化が必要であり、その促進ためには資金面のインセンティブが必要である。また、最先端の低炭素化技術は高コストであり、初期市場の創出によるコスト削減が必要である。 さらには、公共交通機関の節電を拠点にした低炭素化のまちづくりの促進が必要である。 ③解決策 特定地区における低エネルギー効率の建築物への建替え勧告制度の創設 建替え実施者への資金支援、税優遇措置(低炭素化技術(断熱化、壁面太陽光発電等の新エネルギー省エネ技術等)のレベルに応じて財政上・税制上の支援を行い、自治体には交付税措置を実施) ④効果 こうした要素を併せた制度を創設することにより、低炭素のまちづくりを加速させることが可能となる。	2	1	・そもそも構造改革特区は規制上の特例措置を実施するための制度であり、税制上の措置はこれに含まれず、従来より検討対象外の提案であると整理されてきたところ。 ・新政権下では、税制調査会において一元的に税制上の措置を検討する仕組みとしているため、政策税制の導入の是非については、税調の枠組みで検討する必要がある。まずは、所管の府省等において前提となる政策を検討の上、税制による支援が必要かを議論すべきもの。本件についても、所管の府省等から要望があれば、税制調査会において議論が行われることになると考える。 ・租税特別措置については、現政権において、ゼロベースから見直し、整理合理化を進めるとの方針を示しており、平成22年度税制改正大綱(平成21年12月22日閣議決定)において、「租税特別措置の見直しに関する基本方針」を定めたところ。提案にあるような政策についても、この基本方針の趣旨を踏まえて検討されるものとする。						低CO2技術普及拡大による低炭素社会の実現	0 0 4 3 2 5 0	大阪府	大阪府	総務省 財務省 国土交通省 環境省

管理コード	重要事項(事項名)	該当法令等	制度の現状	求める措置の具体的内容	具体的事業の実施内容・提案理由	措置の分類	措置の内容	各府省庁からの提案に対する回答	再検討要請	提案主体からの意見	「措置の分類の見直し	「措置の内容の見直し	各府省庁からの再検討要請に対する回答	プロジェクト名	管理番号	提案主体名	都道府県	制度の所管・関係府庁	
040340	日本版レベニュー債制度の創設	本件提案に係る規定は、地方税法上の規定はなし	本件提案に係る規定は、地方税法上の規定は設けられていない。	①現状 大幅な収支減少や多額の長期債務を抱える財政状況の中、地方債の発行総額が抑制されている。一方、今後、耐用年数を超過し、老朽化したインフラの再整備や物流インフラ等の戦略インフラの整備が急務である。 ②問題点 現在、道路や下水道等の公共インフラの整備主体については、諸法令の規定により、整備主体を地方公共団体や特定の法人に限定されているものがあり、民間参入ができない状況にある。また、整備資金についても民間資金の導入を想定していないものがあるため、レベニュー債が活用できない。更に、民間による公共インフラ整備事業にあり、資金供給円滑化の観点から格付けリスクや税負担増緩和措置が必要。 ③解決策 公共施設と資金を直接的に対応させ、税金ではなく、公共施設の利用料金からの営業キャッシュフローによって事業費を償還する日本版レベニュー債を公共事業の整備に充当し、国際競争力を維持するための都市高速道路や港湾、下水道等の都市インフラの再整備や戦略的投資に充当する。また、民間参入により促進するため、公共インフラ整備主体に出資する民間企業の法人税の優遇措置や円滑な資金調達を可能にするためレベニュー債にかかる配当課税の優遇措置を講じるとともに、民間部門が、租税負担の必要がない公共部門と同様に公共インフラ整備を担えるようにするため、収益性を高められるように整備主体に対する法人税・固定資産税についても優遇措置を図りたい。 ④効果 財政規律の維持と都市インフラ、戦略インフラの更新、整備などを両立させ、もって、悪化する都市間競争に対する競争性を確保する。	①現状 大幅な収支減少や多額の長期債務を抱える財政状況の中、地方債の発行総額が抑制されている。一方、今後、耐用年数を超過し、老朽化したインフラの再整備や物流インフラ等の戦略インフラの整備が急務である。 ②問題点 現在、道路や下水道等の公共インフラの整備主体については、諸法令の規定により、整備主体を地方公共団体や特定の法人に限定されているものがあり、民間参入ができない状況にある。また、整備資金についても民間資金の導入を想定していないものがあるため、レベニュー債が活用できない。更に、民間による公共インフラ整備事業にあり、資金供給円滑化の観点から格付けリスクや税負担増緩和措置が必要。 ③解決策 公共施設と資金を直接的に対応させ、税金ではなく、公共施設の利用料金からの営業キャッシュフローによって事業費を償還する日本版レベニュー債を公共事業の整備に充当し、国際競争力を維持するための都市高速道路や港湾、下水道等の都市インフラの再整備や戦略的投資に充当する。また、民間参入により促進するため、公共インフラ整備主体に出資する民間企業の法人税の優遇措置や円滑な資金調達を可能にするためレベニュー債にかかる配当課税の優遇措置を講じるとともに、民間部門が、租税負担の必要がない公共部門と同様に公共インフラ整備を担えるようにするため、収益性を高められるように整備主体に対する法人税・固定資産税についても優遇措置を図りたい。 ④効果 財政規律の維持と都市インフラ、戦略インフラの更新、整備などを両立させ、もって、悪化する都市間競争に対する競争性を確保する。	2	1	各府省庁からの提案に対する回答	再検討要請	提案主体からの意見	「措置の分類の見直し	「措置の内容の見直し	各府省庁からの再検討要請に対する回答	公共インフラの円滑な整備・更新	0 0 4 3 3 7 0	大阪府	大阪府	大阪府	総務省 財務省 国土交通省
040350	労働力調査等の雇用労働統計に係る調査事項・方法の協議	統計法第9条	第九条 行政機関の長は、基幹統計調査を行うときは、あらかじめ、総務大臣の承認を受けなければならない。 2 前項の承認を受けようとする行政機関の長は、次に掲げる事項を記載した申請書を総務大臣に提出しなければならない。 一 調査の名称及び目的 二 調査対象の範囲 三 報告を求める事項及びその基準となる期日又は期間 四 報告を求めらるる者 五 報告を求めるときに用いる方法 六 報告を求めると期間 七 集計事項 八 調査結果の公表の方法及び期日 九 使用する統計基準その他総務省令で定める事項 3 前項の申請書には、調査票その他総務省令で定める書類を添付しなければならない。 4 総務大臣は、第一項の承認の申請があったときは、統計委員会の意見を聴かなければならない。ただし、統計委員会が軽微な事項と認めるものについては、この限りでない。	①現状 総務省が実施する労働力調査(完全失業率など)は、全国平均を求めることを目的としているため、府のデータについても全域を対象としている。また、厚生労働省の実施する有効求人倍率は、ハローワークを経由した求人数等(全体的就職者の3割程度)を基に算出しているなど、府の実態を正確に表すデータとなっていない。 ②問題点 現在の府のデータではサンプリング手法などの問題から、地方単位の正確な分析・実勢把握ができないため、地方の雇用情勢を踏まえた効果的な対策を講じることができない。 ③解決策 雇用関係の統計調査については、地方単位での分析が可能となるよう、サンプリングあり方や調査内容などを地方自治体と協議した上で制度設計を行うものとする。 ④効果 地域の雇用情勢を把握・分析することで、労働局移管に先駆け、地方公共団体の実情に応じた雇用対策(教育現場や福祉施策との連携)が可能となる。	統計調査の標本等の設計について、地方自治体と協議するとの提案をいただいたところであるが、労働力調査の標本設計は、毎月の全国結果を正確かつ迅速に提供することを目的として、統計理論に基づき設計されているものであり、規制等に際するものではないと認識している。 なお、地方における雇用失業統計の作成については、地域ごとにニーズ等が異なっており、一律に対応するのは困難であると思われる。このため、各都道府県において、当該都道府県単位の必要な調査結果を得たい場合には、独自に労働力調査に対する標本の上乗せ調査を行うなどの方策も考えられ、既に一部の県で実施されている。各都道府県から御相談があれば、総務省として、技術的支援を行うことは可能である(限ら大阪府からは、独自調査の実施等について相談を受けているところであり、引き続き協力する用意はある。)	E	ー	右提案者からの意見を踏まえ、再度検討し回答された。	再検討要請	提案主体からの意見	「措置の分類の見直し	「措置の内容の見直し	各府省庁からの再検討要請に対する回答	ハローワークの地方移管	0 0 4 3 5 0	大阪府	大阪府	総務省 厚生労働省	
040360	地方公務員に係る官民交流法の制定	無し	地方公務員に係る官民交流法に係る法律はない。	①現状 現行、地方公務員には、国家公務員の官民交流法に相当する仕組みがなく、様々な制約により運用には限界があるため、官と民の壁は厚くて高いことから、人材の流動化が進んでいない。地域主権の確立には、官民の人材流動化を円滑にし、地域の経営力を高めることが必要。 ②問題点 民間人材の地方自治体への登用は、現行制度では「協定に基づく人事交流」か「任期付職員としての採用」によるしかない。しかし、民間からの交流人材は、当該人材に地方公務員としての身分が付与できず、権限行使ができない。また、守秘義務等が法的に担保されないため、地方自治体(官)にとっては積極的に活用するメリットが少ない。また、民間人材を任期付職員として採用する場合は、当該人材にとっては、民間企業等を退職することが前提だが、地方自治体(官)での任期終了後に復職保証がいたないため、あえて挑戦的な行動を起こすだけのインセンティブが働かない。一方、地方公務員が民間企業等で活動する場合、地方公務員法の賃料企業等の従事制限により、制約を受けるため、送り手(官)・受け手(民)ともに位置付けが中途半端で成果が期待できない。 ③解決策 地方公務員についても、国家公務員の官民交流法(国と民間企業との間の人事交流に関する法律)と同様の制度を創設する。 ④効果 官民それぞれ専門性をもった人材を地域全体で最適化させることにより、地域の経営力の向上が図られる。	ご提案では、「現行、地方公務員には、国家公務員の官民交流法に相当する仕組みがなく、様々な制約により運用には限界があると指摘されているが、「地方公共団体の一部の任期付職員の採用」に関する法律により、専門的な人材の登用が可能である(第3条)ほか、地方独自の制度として、一定の期間内に終了することが見込まれる業務等に従事させる職員の採用(第4条)や、常勤職員と同様の本格的業務に従事可能な短時間勤務職員の採用(第5条)の仕組みが設けられ、様々なニーズに応じた民間人材の登用が可能となっており、これまでに数多くの活用例があるところである。 一方、ご提案では、この任期付職員の採用について、「復職保証がないため、あえて挑戦的な行動を起こすだけのインセンティブが働かない」として、「国の官民交流法と同様の制度を創設する」ことを提案されているが、次のとおり対応することにより、「復職保証」について国の官民交流法と同様の対応が可能であると考える。 <民間人材の登用について> ご提案における当該民間企業による再雇用に関する取決め(第19条第3項)を想定しているものと認識しているが、同条の規定は、任期が終了した場合における当該民間企業による再雇用の取決めを締結することを任命権者に対して義務付けている規定である。 したがって、公務員においてより積極的に民間人材を活用しようとする地方自治体においては、民間企業等との間で当該人材に係る復職保証に関する取決めを締結していただければよいものであり、国の官民交流法第19条第3項のような法的措置がなくても、地方公共団体の創意工夫により実現できるものと考えられる。 <地方公務員が民間企業等で活動する場合> 国の官民交流法第1条は、「民間企業の実務を経験させることを通じて、効率的かつ機動的な業務遂行の手法を体得させ、かつ、民間企業の実情に関する理解を深めさせることにより、行政の課題に柔軟かつ的確に対応するために必要な知識及び能力を有する人材の育成を図ることを目的として、同様の目的を達成する方法としては、地方公務員を民間企業への研修として派遣する方法がある。 地方公務員が任命権者の指揮命令に基づき民間企業に研修派遣される場合、派遣される職員は民間企業において公務員として研修するものであり、地方公務員法第39条第3項に基づき地方公共団体が定める研修に関する基本的な方針に従って適正に研修を実施していただくことで、ご提案の趣旨は実現できるものと考えられる。 なお、国の官民交流法は、交流基準の設定(第5条)や交流採用職員の官職の制限(第20条)等により、公務の公正性を確保する仕組みを設けている制度であることを踏まえ、ご提案の「官民の人材流動化を円滑にし、地域の経営力を高める」ためには、地方公共団体の職責を多く認めている任期付採用制度を工夫して活用していただくことが適当ではないかと考える。	D	ー	右提案者の意見及び補足資料の内容を踏まえ、地方公務員に係る官民交流法の制定について再度検討し回答された。	再検討要請	提案主体からの意見	「措置の分類の見直し	「措置の内容の見直し	各府省庁からの再検討要請に対する回答	官民の人材流動化による地域力の向上	0 0 4 3 8 0	大阪府	大阪府	総務省	